

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	森林整備地域活動支援事業			事業コード	1942
所属コード	154000	課等名	産業振興課	係名	
課長名	大澤正一	担当者名	今 芳則	内線番号	254
評価分類	☐ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☒ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	活力ある産業の振興	コード	5
	施策	活力ある農林業の振興	コード	1
	基本事業	生産基盤の整備	コード	2
予算費目名	一般会計 6 款 2 項 2 目 森林整備地域活動支援事業 (17-1)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☐ 単年度繰返 ☒ 期間限定複数年度			開始年度 平成 14 年度
根拠法令等	森林・林業基本法			

(2) 事務事業の概要

民有林のうち市から森林施業計画の認定を受けた森林所有者が市と協定を締結し、その協定に基づき森林所有者が地域活動を行う場合に交付金の交付を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

平成 13 年度に林業基本法が森林・林業基本法へ改定される時点で、森林所有者の地域活動への支援が盛り込まれ、平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 ヶ年間の事業として開始となった。平成 19 年度からは第 2 期としてほぼ同様の制度が継続されることとなった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 23 年度実施分について交付金対象事業の見直しが行われた。平成 24 年度から第 3 期期間となり、平成 23 年度見直しとほぼ同様の制度が継続することとなった。

2 事務事業の実施状況 (Do)・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

民有林

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 民有林面積	ha	20,590	20,590	20,590	20,590	20,590

B						
C						

(3) 24 年度に実施した主な活動・手順

交付金対象事業の見直しとなった平成 23 年度以降は森林所有者からの交付金利用希望がなかった。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 積算基礎森林面積		727.48	0	0	0	0
B						
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

森林整備地域活動により森林の現況等を把握しながら、森林施業計画及び森林経営計画に基づき森林整備を促進するものである。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 森林経営計画面積	■上げる □下げる □維持	ha	-	-	200	0	1,000
B 施業が行われた民有林面積	■上げる □下げる □維持	ha	252.74	280.42	250	266.56	250
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	1,818	0	0	0
	②県	千円	909	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	911	0	0	0
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	3,638	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	300	100	10	10
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	1,200	400	40	40
計	トータルコスト A+B	千円	4,838	400	40	40

3 事務事業の評価（See）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

平成19年度以降の第2期期間においては、年ごとに交付金対象メニューが変動した。平成22年度までは新規交付金対象メニューの追加であったため大きな混乱はなかったが、平成23年度は交付金対象事業を国が一方的に見直ししたために、市が森林所有者との間で締結していた5年間の地域活動実施協定を破棄せざるを得ない事態となった。

② 市の関与の妥当性

森林・林業基本法により、国とともに地方自治体が積極的に支援することとなっている。

③ 対象の妥当性

本事業制度の要件となっているため。

④ 廃止・休止の影響

制度上市町村が森林所有者と協定締結するものとされている。

（2）有効性評価（成果の向上余地）

まだ協定を締結していない森林がある。まだ利用していない事業メニューがある。

（3）公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

交付額は実額経費に対するもの（面積により一定の上限あり）であり、公平・公正である。

（4）効率性評価

交付単価が決まっており、事業費の節減余地はない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）改革改善の方向性

協定を締結していない森林に関して協定を締結する。

（2）改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

森林経営計画を作成している森林はまだ少なく、「森林経営計画作成支援」メニューを活用することが考えられるが、対策期間途中で交付金対象メニューを全面的に変更し、それまでの協定を一方的に破棄するという悪しき前例を作った後であり、この事業に対して森林所有者の信用を取り戻すのは非常に難しいと思われる。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

事業制度が平成 23 年度で変更され、事業採択内容の要件が見直しとなり、現森林施業計画対象者は対象にならないという、いわゆる新たな計画地のみの対象とされた。このことから新規森林施業計画の策定事務が煩雑である割には、交付金の額が多くないこと等から事業が敬遠され、希望申請が無い状況にあり、今後の事業推進については、森林所有者及び事務代行を受ける場合もある森林組合と協議していくことになる。